

## 1 策定の趣旨

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100歳前後まで生きることが可能となる時代が到来しています。平成29年12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」ことなどが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

国は、平成30年の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」の答申において、人口減少社会における、新しい地域づくりをすすめるための学習・活動の在り方及び、今後の地域における社会教育と社会教育施設の在り方を示しました。今後の地域における社会教育については、「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性とともに、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示しました。

播磨町教育委員会においては、平成28年3月に策定した播磨町生涯学習推進計画（第2次）の着実な推進により、各取り組みにおいて一定の成果が見られる一方で、生涯学習を取り巻く環境の著しい変化により、今日的な課題への対応が求められています。

また、子どもや働き盛りの世代の人々、そして高齢者がそれぞれの能力を活かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことができるよう、少子高齢化に対応した環境の整備に努めることが重要となります。

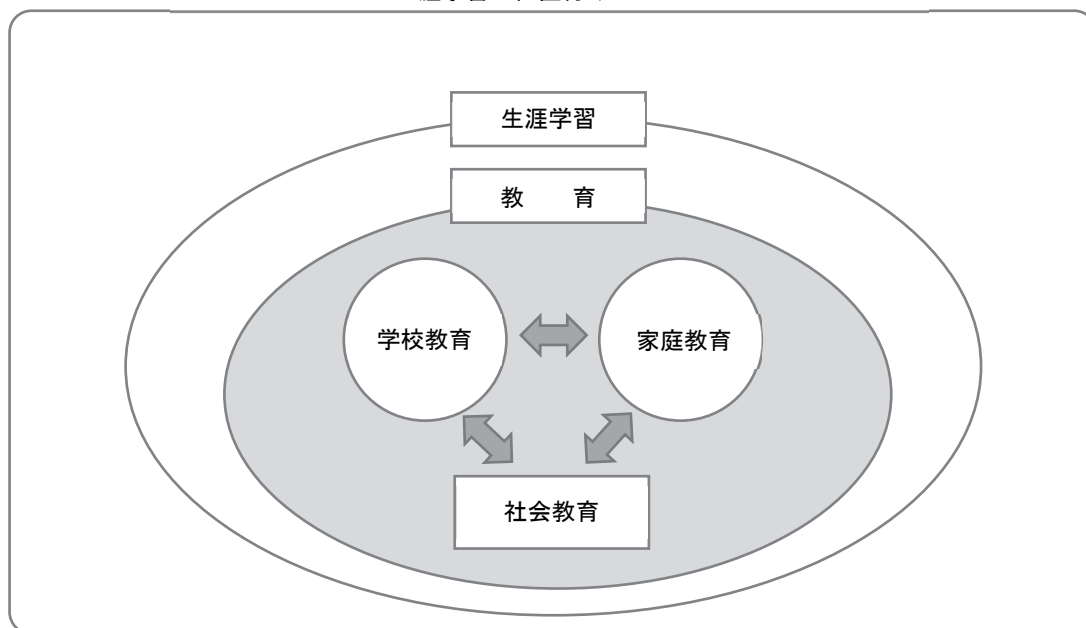
これらを踏まえ、本町の生涯学習の今後目指すべき方向性について、中期的に取り組む施策等を総合的かつ体系的に推進していく必要があることから、生涯にわたる人間形成の基盤となる生涯学習の振興を重点的に捉え、播磨町生涯学習推進計画（第3次）を策定するものです。

## 2 生涯学習・社会教育とは

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範囲な学習のことを指します。

また、社会教育とは、教育のうち、学校又は家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のことを指します。

生涯学習の位置付けについて

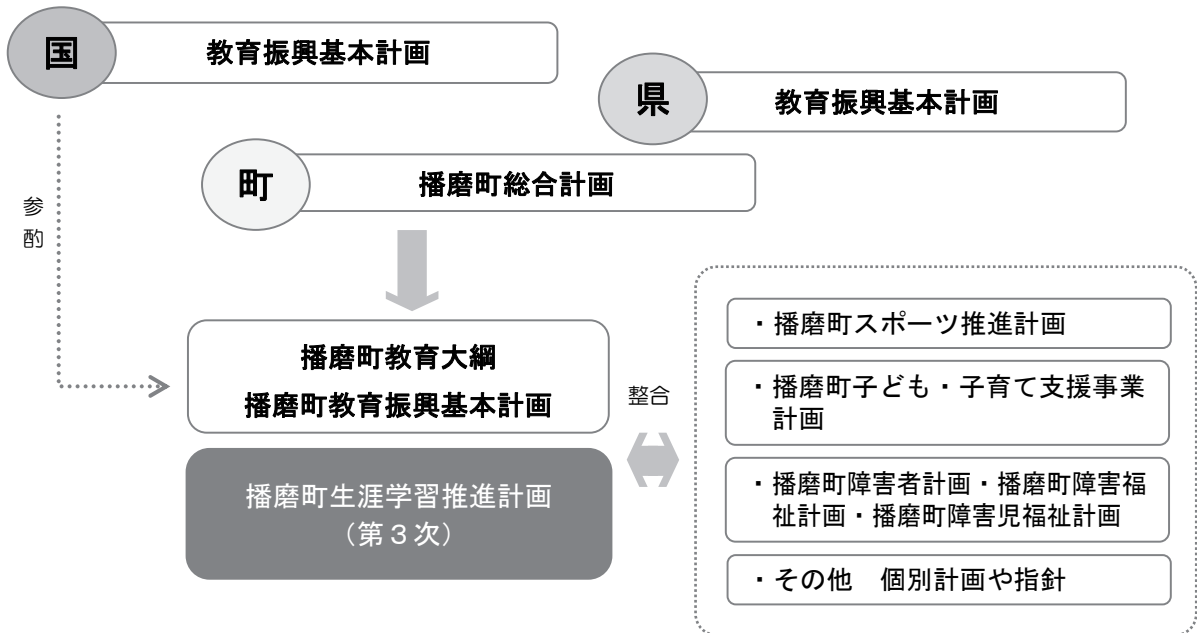


### 3 計画の位置付け

○この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

○この計画は、町政運営の指針「播磨町総合計画」を上位計画として、その教育・文化分野の目標を達成するためのものです。また、「播磨町教育大綱」、「播磨町教育振興基本計画」、「播磨町スポーツ推進計画」、「播磨町子ども・子育て支援事業計画」、「播磨町障害者計画・播磨町障害福祉計画・播磨町障害児福祉計画」等と整合性を図るものです。

【本計画の位置付け】



## 4 計画の期間

---

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の策定体制

---

策定にあたり、有識者をはじめとした関係機関からの選出による「生涯学習推進計画策定委員会」を設置し、検討を重ねるとともに、町民へのアンケートや、生涯学習関連団体へヒアリングを実施し策定しました。